

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会(第5回)  
議事要旨

原子力安全・保安院  
放射性廃棄物規制課

1. 日時:平成16年10月7日(木) 15:00~17:30
2. 場所:経済産業省別館11階1120共用会議室
3. 出席者:  
石樽委員長、安藤委員、川上委員、小佐古委員、小山委員、山内委員、横田委員
4. 議題  
(1)廃止措置規制のあり方について  
(2)その他
5. 議事概要  
(1)廃止措置規制のあり方について

事務局から、廃止措置規制検討の背景及び必要性、東海発電所を例にした現行の廃止措置に係る規制制度、建設、運転、廃止の各段階における原子炉等規制法の規制手続き及びこれまでの廃止措置規制の事例について説明があった。

続いて、事務局から、現行廃止措置規制の問題点と検討の方向、新たな廃止措置規制のイメージ(案)について説明があった。

委員からの主な意見等の概要は以下のとおり。

- ・「ふげん」のように敷地内に一つの原子炉しかない場合は、使用済燃料が敷地内にある限り、解体届は提出できないのか。例えば、同一の敷地内に複数の原子炉がある場合は、他の原子炉施設に使用済燃料を搬出すれば、解体届は提出できるのか。
- ・原子炉等規制法第65条における「原子炉のすべての運転を廃止」の定義については、例えば、「複数の原子炉を有する事業者がそのすべての原子炉を廃止する」場合、あるいは「原子炉は止めたが、除染等に必要な再循環ポンプ等は動かす」場合などはどのように解すべきか議論がある。
- ・現行の原子炉等規制法では、実用炉、試験研究炉、原子炉以外の施設など事業形態が異なると施設を共用できないが、廃止措置段階においては、例えば、廃棄物処理施設の共用など一体的に運用をした方が適切ではないか。
- ・廃止届の提出により事業者の地位が変わるのは良いが、廃止措置は長期間にわたるため、途中で規制のルールが変更しても運用可能な仕組みの構築が必要ではないか。

- ・廃止届の提出によって許可が失効するため、次のステップである廃止措置を行わない者が出てくるおそれがあるので、廃止措置義務の担保方法の検討が必要ではないか。
- ・運転を終了した時点で廃止届を提出するのではなく、運転中に廃止措置計画を策定し、これの認可を行うことにより廃止措置段階に移行していくのが適切ではないか。
- ・供用中の事業者が引き続き廃止措置を行うのであれば、廃止措置が完了した後に廃止届を提出させてはどうか。また、その際は、モニタリングや原子炉主任技術者の選任など運転中規制も見直してはどうか。
- ・設置許可の段階では、廃炉に必要な技術的・資金的能力は審査していないので、廃止措置は新たな設置許可と位置付け、技術的・資金的能力を見ることも必要ではないか。その場合、事務局の説明にあったように一旦許可を終了させることも一つの方法であろう。
- ・運転中の様々な義務を廃止措置義務者にどのように引き継ぐか、さらには解体行為をどのように促進していくかが問題ではないか。また、原子炉の運転終了後、使用施設の許可を取得し、展示館として活用するなど、目的が変わったものについてもどのように対処していくか検討が必要ではないか。

(2)その他

特になし。

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会(第6回)  
議事要旨

原子力安全・保安院  
放射性廃棄物規制課

1. 日時:平成16年10月26日(火)10:00~12:00
2. 場所:経済産業省別館11階1120共用会議室
3. 出席者:  
石樽委員長、安藤委員、川上委員、小佐古委員、小山委員、柳原委員、山内委員、横田委員
4. 議題  
(1)廃止措置規制のあり方について  
(2)その他
5. 議事概要  
(1)廃止措置規制のあり方について  
事務局から、廃止措置規制に関する主な論点とその考え方、新たな廃止措置規制のイメージ(案)とそのポイント及び原子力安全委員会における廃止措置規制に関する検討の動きについて説明があった。  
続いて、事務局から、廃止措置安全小委員会報告書骨子(案)について説明があった。

委員からの主な意見等の概要は以下のとおり。

- ・廃止措置規制制度見直しの範囲に廃棄事業者が含まれているが、廃棄物埋設処分場については他の原子力施設の廃止とは扱いが異なる点に留意する必要があるのではないか。
- ・新規制の検討に当たっては、法的には全事業共通に骨格を規定し、後は事業毎に詳細を検討する方がよい。
- ・原子炉等規制法において、原子炉は「物」の設置の許可、加工、再処理等は「事業」の許可、使用は「行為」の許可となっているが、原子炉の設置許可は「事業」の許可の要素が入っており、一方、加工、再処理等の事業許可は「物」の設置の内容を含んでいる。従って、廃止措置段階では「事業」の許可としての性格の部分は残し、「物」の設置の許可は無くなると解してはどうか。
- ・原子炉施設において、炉心から燃料を取り出した後、施設内に燃料を保管している場合でも廃止措置に移行可能としているが、施設内に燃料がある場合とならない場合ではリスクに差があり規制のレベルが変わることになるので、新規制の検討に当たってはそれも考慮すべきではないか。

- ・原子炉以外の施設では、供用終了時点として工程機器からの主な核燃料物質の回収が終了した時点としているが、加工、再処理等の核燃料サイクル施設では、機器内部に放射性物質が残存しており、回収が終了した時点の判断はさらに検討が必要。
- ・供用終了をどのように判断するかを明確にすべきではないか。
- ・実用炉のシナリオとして標準工程を基本とするとあるが、どの程度参考にするのか、また、標準工程以外の扱いをどうするのか明らかにすべきではないか。
- ・原子炉から使用施設に変更した場合、クリアランスを考えると、両者では検認方法が異なるが、廃棄物の種類は原子炉由来の廃棄物であり、クリアランスレベルや検認方法は許可区分の変更前の状態で適用することが妥当であると考えられることから、許可区分変更前の規制の適用について配慮が必要ではないか。
- ・廃止措置期間中に使用済燃料貯蔵プールを新增設する場合には、廃止の中で規制を継続するのではなく、貯蔵事業など実態にふさわしい別の事業形態に変更することを認めてはどうか。
- ・解体のために設置する燃料貯蔵施設に求められる性能は運転中と同じだが、水質の管理の仕方等は異なる。また、廃棄物貯蔵施設を半永久的に使用するのであれば、設置変更許可が必要になるが、解体期間中の一時的なものであれば、簡単な手続きでもよいのではないか。
- ・原子炉に廃棄物保管庫を新たに設置する場合、付属施設で設置するのか、廃棄物管理事業として設置するのかで手続き等が大きく異なる。廃止措置は施設の様子が日々変化するので、初めから細かく規定すると現場が動かなくなってしまふ恐れがあり、基本的な枠組みを決めておけば十分ではないか。
- ・廃止措置期間中の施設の増設に際して、運転中に係る設置変更許可を廃止措置計画の認可後も適用するのはおかしい。廃止措置計画の認可後に必要な規制について検討する必要があるのではないか。

(2)その他

特になし。

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会(第7回)  
議事要旨

原子力安全・保安院  
放射性廃棄物規制課

1. 日時:平成16年11月5日(金)10:00~12:15

2. 場所:経済産業省別館11階1120共用会議室

3. 出席者:

石樽委員長、安藤委員、川上委員、小佐古委員、小山委員、柳原委員、山内委員、横田委員

4. 議題

(1)廃止措置規制のあり方について

(2)その他

5. 議事概要

(1)廃止措置規制のあり方について

事務局から、廃止措置規制に関する主な論点とその考え方、廃止措置安全小委員会報告書(案)及び原子力安全委員会における廃止措置規制に関する検討の動きについて説明があった。

委員からの主な意見等の概要は以下のとおり。

- ・サイト解放については、施設により違いがあり、また、原子炉等規制法だけの問題に止まらないため、今回の報告書案の審議では枠組みのみを決めるべきではないか。
- ・サイト解放については、基準となる放射能レベルの検討だけでなく、確認の方法も含めて今後の検討としておく方がよいのではないか。
- ・廃止措置の終了に当たっては、事業者の責任逃れとならないよう、原子炉等規制法上の別途の許可を得て新たな規制下に置く場合のイメージを明確にしておくべきではないか。
- ・廃止措置計画を分割して申請する場合、同じレベルで順次認可を行うのではなく、階層構造を持った規制手続きとすべきではないか。
- ・廃止措置のシナリオとして標準工程を基本とするとしているが、施設の特徴を踏まえた柔軟な選択が可能となるよう表現を工夫すべきではないか。
- ・廃止措置期間中の保安監督者の資格要件は、他の具体的な例示も記載した方がよいのではないか。

審議の結果、廃止措置安全小委員会報告書(案)については、今回の審議を踏まえた修正を委員長に一任することとし、近日中にパブリックコメントの募集を行うことが確認された。

(2)その他  
特になし。

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃止措置安全小委員会(第8回)  
議事要旨

原子力安全・保安院  
放射性廃棄物規制課

1. 日時:平成16年12月9日(木)16:00~17:45

2. 場所:経済産業省別館5階526共用会議室

3. 出席者:

石樽委員長、安藤委員、川上委員、小佐古委員、小山委員、柳原委員

4. 議題

(1)廃止措置規制のあり方について

(2)その他

5. 議事概要

(1)廃止措置規制のあり方について

事務局から、廃止措置安全小委員会報告書(案)に寄せられたパブリックコメントとその対応案、同報告書案の修正内容、並びに原子力安全委員会及び文部科学省における廃止措置規制に関する検討の動きについて説明があった。

また、事務局から、廃止措置計画書のイメージ及び廃止措置終了後の施設、敷地について説明があった。

委員からの主な意見等の概要は以下のとおり。

- ・廃止措置段階では、運転上の安全確保や機能維持から工事の安全確保や施設管理に重点が移ることから、保安規定やその他の規制についてもメリハリを付けるべきではないか。
- ・核燃料サイクル施設は各施設が分散して存在していることから、施設の共用について合理的に運用できるよう配慮すべきではないか。
- ・(パブリックコメント中、)具体的な規制について科学的・合理的な検討を要望されていることへの回答として、段階的な規制を行うというだけでは不十分。科学的・合理的見地から検討を行う旨文言を付け加えるべきである。
- ・廃止措置においては、(運転中と同様の)本格的な設備の設置は別として、プレハブ等の仮設設備を作る場合にも変更許可を求める等、作業開始までの手続きに相当の時間を要するのは問題である。ただし、(パブリックコメントにあるように、)中間貯蔵までを念頭に置いて検討する必要はないのではないか。
- ・将来的には運転と廃止措置で実施主体が異なる場合を想定することも必要ではないか。

- ・サイト解放は、経済産業省だけで決められない問題を含んでいることから、今後十分な審議を行うべく早い段階から関係省庁と情報交換すべきではないか。
- ・(廃止措置計画書のイメージにある)廃止措置の終了時期については、特段の理由がない限り、ある程度明確にすべきではないか。

審議の結果、廃止措置安全小委員会報告書(案)については、今回の審議を踏まえた修正を委員長に一任することとし、今回の審議をもって当小委員会の報告書とすることが了承された。なお、原子力安全・保安部会へは、同報告書が当小委員会の検討結果として報告されることが確認された。

また、パブリックコメントへの対応については、意見募集の結果とともに経済産業省のホームページにて公表することとなった。

(2)その他  
特になし。